

1 処分を受けた税理士

氏 名： 関 實

登録番号： 第61350号

2 処分の内容

令和2年1月17日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 業務停止処分違反

被処分者は、平成31年1月16日に、「6月の税理士業務の停止」処分を受けていたにもかかわらず、税理士業務の停止期間中に、複数者の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の税務書類を作成した。